

【福岡高等裁判所平成28年（行ケ）第1号 選挙無効請求事件】

判 決 骨 子

平成27年の公職選挙法改正が合区の方法等を採用したことにより、平成28年7月10日に行われた参議院議員通常選挙時において、議員1人当たりの選挙人数の最大較差は大幅に縮小されたが、なお約3倍の較差があり、改正後の参議院議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不平等は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったと認められる。しかしながら、司法の判断の趣旨を踏まえた国会の裁量権の在り方、是正のために採るべき措置の内容やそのために要する時間等を考慮すれば、平成24年大法廷判決から同選挙までの期間内にこのような著しい不平等状態を是正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるということとはできず、同定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。

以上